

成田市観光キャラクター「うなりくん」使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、成田市観光キャラクター「うなりくん」（以下「本件キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において本件キャラクターとは、本市が著作権法（昭和45年法律第48号）第61条第1項の規定により、著作者より著作権を譲り受けた別記1に掲げるデザイン、商標法（昭和34年法律第127号）の規定による商標登録第5324201号及び登録第5403205号並びに別記2に掲げるロゴとする。

(使用の申請)

第3条 本件キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、成田市観光キャラクター「うなりくん」使用許可申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件キャラクターの使用を許可しないものとする。

- (1) 本市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 本件キャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 立体物で、その表現が本件キャラクターの立体物と認められないとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (6) 別に定める成田市観光キャラクター「うなりくん」デザインガイドマニュアル（以下「デザインマニュアル」という。）に従って使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- (7) 本市が行う事業又は支援等を行う事業を推進するうえで、支障が生ずるおそれがあるとき。
- (8) 本件キャラクターに関して、係争中又は解決が図られていないとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、本件キャラクターの使用が不適當であるとき。

2 申請者が営利を目的として本件キャラクターを使用するときは、前項各号のいずれにも該当せず、かつ、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める基準に該当しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 申請者が法人又は団体の場合 申請日を基準に過去3年間にわたり本市に事業所等の拠点を置き、継続して市内で営業等の活動が続けられており、市税の滞納がないこと。

(2) 申請者が個人の場合 申請日を基準に過去3年間にわたり本市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されており、市税の滞納がないこと。

(使用の許可)

第5条 市長は、第3条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用を許可するときは成田市観光キャラクター「うなりくん」使用許可通知書（別記第2号様式）により、却下するときは成田市観光キャラクター「うなりくん」使用却下通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の許可をする場合は、条件を付することができる。

(使用の期間)

第6条 本件キャラクターの使用許可の期間は、使用を許可した日から当該使用を許可した日の属する年度の末日までを限度とする。

2 前項の期間の満了後において、引き続き本件キャラクターを使用しようとするときは、当該期間の満了日までに第3条の規定による申請を行い、前条第1項の規定による使用の許可を受けなければならない。

(変更申請等)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、成田市観光キャラクター「うなりくん」使用変更申請書（別記第4号様式）に変更に係る書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用の変更を許可するときは成田市観光キャラクター「うなりくん」使用変更許可通知書（別記第5号様式）により、却下するときは成田市観光キャラクター「うなりくん」使用変更却下通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用の許可を得た用途にのみ使用し、市長が付した条件に従うこと。

(2) 使用の許可によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 本件キャラクターを使用し、商標法による商標登録、意匠法（昭和34年法律125号）による意匠登録等を行うことにより、自己の権利を新たに設定若しくは登録し、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこと。

- (4) デザインマニュアルに基づき正しく使用すること。
- (5) 本件キャラクターの使用にあたっては、デザイン及びロゴを合わせて使用することを基本とし、成田市が著作権を有していることを表す「©成田市2009」の表記（以下「著作権表記」という。）及び使用許可通知書に記載の使用許可番号（以下「許可番号」という。）を付すこと（別記3使用例1参照）。（表示スペース等の関係によりデザインのみを使用する場合は、「成田市観光キャラクター「うなりくん」」の表記、著作権表記及び許可番号を、ロゴのみを使用する場合は、著作権表記及び許可番号を付すこと。（別記3使用例2、3参照））ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (6) 本件キャラクターを使用して作成した最終成果物を市長に提出すること。ただし、提出が困難と認められるものについては、最終成果物の確認ができるものをもって代えることができる。
- (7) 市長から要請があった場合は、本件キャラクターの使用実態を報告すること。
- (8) 事故、知的財産権の侵害等、本件キャラクターの使用に起因する問題が発生しないよう、事前調査を含め使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。
- (9) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）その他各種法令を遵守すること。
（使用の許可の取消し）

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、使用の許可を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、使用者に成田市観光キャラクター「うなりくん」使用許可取消通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の許可を取り消された者（以下「許可取消者」という。）は、前項の通知があった日以降、当該使用の許可を受けて作成した最終成果物の使用、配布、掲示、販売等をしてはならない。

4 許可取消者は、市長から最終成果物の回収の指示があったときは、当該許可取消者の負担でこれを行わなければならない。

5 第1項の規定による取消しにより生じた損失等について、市長は一切の責任を負わない。

(使用料)

第10条 本件キャラクターの使用料は、当分の間、無料とする。

(使用に起因する問題)

第11条 使用者は、本件キャラクターの使用に起因する問題が生じたときは、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、市長は損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、本件キャラクターの使用に起因する問題により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

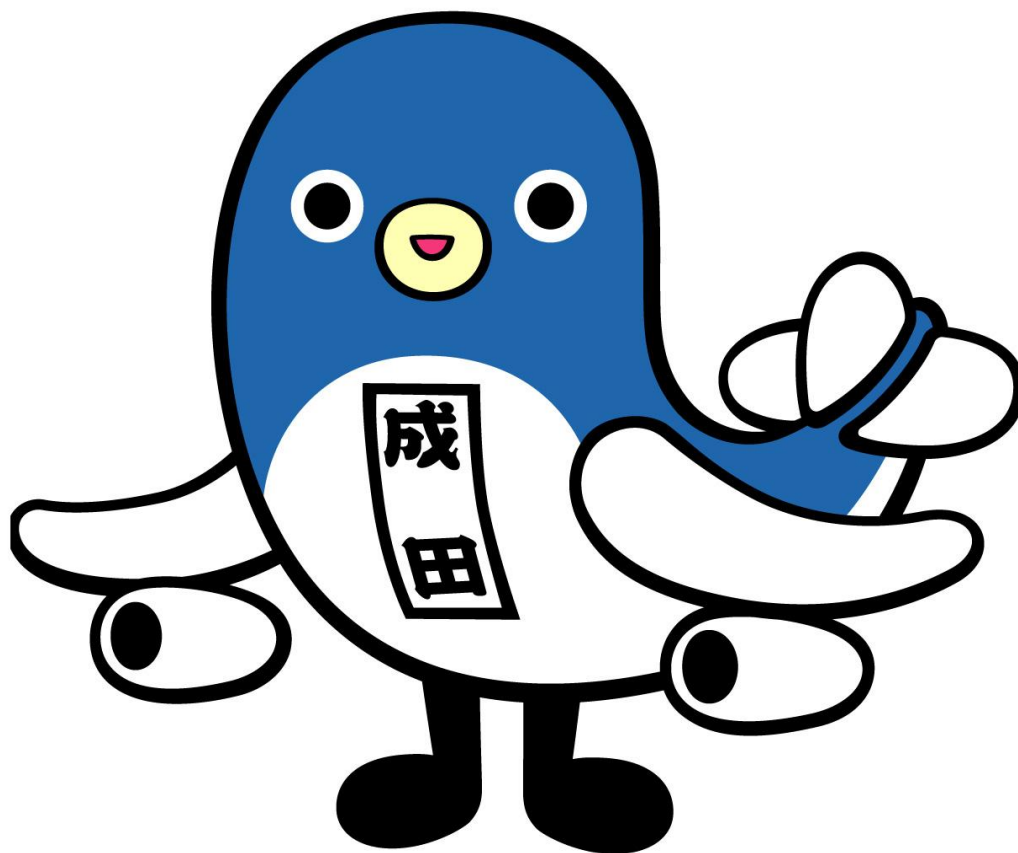
(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月12日から施行する。

別記1 (第2条関係)
©デザイン



別記2 (第2条関係)
©ロゴ

成田市観光キャラクター
うないくん

別記3 使用例1 (第8条関係)



別記3 使用例2 (第8条関係)



別記3 使用例3 (第8条関係)

